（原子力損害の賠償に関する法律の一部改正）

第三十五条　原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第七百九十八条第一項」を「第七百八十九条（同法第七百九十一条において準用する場合を含む。）及び第七百九十一条において準用する場合を含む。）及び第八百十二条」に、「及び」を「並びに」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正）

第三十六条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第六百二十七条第二項（預証券の規定の準用）及び第六百二十八条（倉荷証券による質入れ）を「第六百一条から第六百八条まで、第六百十三条及び第六百十四条」に改める。

第十七条中「第六百十六条から第六百十九条まで及び第六百二十四条から第六百二十六条まで（寄託者又は証券の所持人の権利及び倉庫営業者の責任）」を「第六百九条から第六百十二条まで及び第六百十五条から第六百十七条まで」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第三十七条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の課税物件の物件名の欄4中「用船契約書」を「傭船契約書」に改め、同号の課税物件の定義の欄3中「運送状」を「送り状」に改め、同欄4中「用船契約書に」を「傭船契約書に」に、「の用船契約書」を「の傭船契約書」に、「裸用船契約書」を「裸傭船契約書」に改める。

別表第一第九号を次のように改める。

九　倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券	1　倉荷証券には、商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百一条（倉荷証券の記載事項）の一部を欠く証書で、倉荷証券と類似の効用を有するものを含むものとする。 2　船荷証券又は複合運送証券には、商法第七百五十八条（船荷証券の記載事項）（同法第七百六十八条第二項（複合運送証券）において準用する場合を含む。）の記載事項の一部を欠く証書で、これらの証券と類似の効用を有するものを含むものとする。	一通につき　二百円

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条　施行日前に課した、又は課すべきであった印紙税については、なお従前の例による。

2　旧運送取扱契約、旧物品運送契約又は旧寄託契約に基づき施行日以後に作成する貨物引換証、預証券及び質入証券並びに船荷証券の謄本に係る印紙税については、なお従前の例による。

（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正）

第三十九条　船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第九十五条第一項を次のように改める。

制限債権者は、その制限債権（物の損害に関する債権に限る。）に関し、事故に係る船舶及びその属具について先取特権を有する。

第九十五条第二項中「第八百四十二条第八号」を「第八百四十二条第五号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　商法第八百四十三条第二項本文、第八百四十四条から第八百四十六条まで及び第八百四十八条第一項の規定は、第一項の先取特権について準用する。

第九十五条第四項中「第八百四十七条第一項」を「第八百四十六条」に改める。

（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十条　附則第十六条に規定する場合における前条の規定による改正前の船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第九十五条第一項の先取特権の効力及び順位については、前条の規定による改正後の船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第九十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（船舶油濁損害賠償保障法の一部改正）

第四十一条　船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「つき」を「関し」に、「、その属具及び受領していない運送賃の上に」を「及びその属具について」に改め、同条第二項中「第八百四十二条第八号」を「第八百四十二条第五号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　商法第八百四十三条第二項本文、第八百四十四条から第八百四十六条まで及び第八百四十八条第一項の規定は、第一項の先取特権について準用する。

第四十条第四項中「第八百四十七条第一項」を「第八百四十六条」に改める。

（船舶油濁損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条　附則第十六条に規定する場合における前条の規定による改正前の船舶油濁損害賠償保障法第四十条第一項の先取特権の効力及び順位については、前条の規定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法第四十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（森林組合法の一部改正）

第四十三条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「第六百二十七条第二項及び第六百二十八条」を「第六百一条から第六百八条まで、第六百十三条及び第六百十四条」に改める。

第十八条中「第六百十六条第一項、第六百十七条から第六百十九条まで及び第六百二十四条から第六百二十六条まで」を「第六百九条から第六百十二条まで及び第六百十五条から第六百十七条まで」に改める。

（民事執行法の一部改正）

第四十四条　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第百二十一条に後段として次のように加える。

この場合において、第五十一条第一項中「第百八十一条第一項各号に掲げる文書」とあるのは「文書」と、「一般の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。

第百八十九条中「一般の先取特権又は商法第八百四十二条に定める」を削る。

（民事執行法の一部改正に伴う経過措置）

第四十五条　施行日前に申し立てられた民事執行の事件については、前条の規定による改正後の民事執行法第百二十一条及び第百八十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（保険業法の一部改正）

第四十六条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「（会社法等の準用）」に改め、同条第二項中「及び第五百二十三条」を「第五百九十三条（寄託）」を「第三編第六章」を「第三編第七章」に改める。

第六十三条第五項中「第三編第六章」を「第三編第七章」に改める。

第百九十八条第二項中「及び第五百二十三条」を削り、「並びに第五百九十三条（寄託）」を「及び同法第五百九十五条（受寄者の注意義務）」に改める。

第二百九十八条中「結約書作成及び交付義務」を「結約書の交付義務等」に、「同項中「其要領」を「同項第二号中「その要領」に、「ニ定ムル」を「で定める」に改める。

（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正）

第四十七条　動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「貨物引換証、預証券及び質入証券、倉荷証券又は船荷証券」を「倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券」に改める。

（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十八条　旧物品運送契約に基づく貨物引換証又は旧寄託契約に基づく預証券及び質入証券が作成されている動産の譲渡の対抗要件については、前条の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。